**東入間学童野球連盟　規約**

第一章　総則

（名称、構成員及び事務所）

第１条　本連盟は、東入間学童野球連盟という。

　　２　本連盟は、富士見市、ふじみ野市及び三芳町所在の各少年野球連盟（以下「所属連盟」という）をもって構成し、事務所を会長宅に置く。

第二章　目的及び事業

（目的）

第２条　本連盟は、軟式少年野球を通じた青少年の健全育成及び所属連盟の親睦を目的とする。

（事業）

第３条　本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

　（１）春季大会

　（２）秋季大会

　（３）新人戦大会

　（４）チャリティボウリング大会

　（５）審判講習会

　（６）風の子駅伝大会

　　２　前項以外の事業を開催するときは、第１２条に定める理事会（以下「理事会」という）の承認を必要とする。

３　第一項に掲げる事業の開催地は、理事会で決定するものとするが、原則とし　て春季大会は富士見市、秋季大会はふじみ野市、新人戦大会は三芳町の各所属連盟を主管団体として開催する。

第三章　予算及び会計

（予算）

第４条　本連盟の予算は、所属連盟傘下の少年野球チームからの登録費及び前条第１項の事業へ参加する少年野球チームからの参加費等を財源とし、その額を次のとおり定める。

　（１）チーム登録費は１団１，０００円とし、納入後は返金しない。

　（２）チーム参加費は次のとおりとする。

　　　①春季大会、秋季大会、新人戦大会／１チーム３，０００円

　②風の子駅伝大会／１チーム１，０００円

（予算の運用）

第５条　本連盟の予算の運用は第８条に定める会計担当者が行うものとし、備品の購入については第８条に定める会長の承認を必要とする。

（会計年度）

第６条　本連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり３月３１日に終わる。

（年次報告書）

第７条　本連盟の事業、予算・決算、役員及び会計監査に関する事項を記載した書類を年次報告書と称し、作成したときは理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

　　２　年次報告書は、春季大会に際しての代表者会議において、連盟へ登録を行った全チームに配布して説明を行わなければならない。

第四章　役員

（役員と役職）

第８条　本連盟に次の役員を置く。

　（１）理事

　　　　理事は、所属連盟から派遣された者とし、次の役職に就くものとする。

　　　　①会長

　　　　②副会長

　　　　③事務局長

　　　　④事務局次長

　　　　⑤会計

　　　　⑥会計監査

　　　　⑦審判部長

　　　　⑧審判副部長

　（２）審判員

　　　　審判員は、前号に定める審判部長及び審判副部長のほか、所属連盟から派遣された者とする。

　（３）顧問

（役員の選任方法）

第９条　前条に定める役員の選任方法は、次のとおりとする。

　　２　会長及び副会長は所属連盟の長とし、会長は理事会の決議によって選任する。

また、正副審判部長も同様とする。

　　３　前項以外の役職は、理事会において互選する。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

　　２　年度途中において役員に欠員が生じた場合は、ただちに補充し、理事会にお　いて承認する。補充された役員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

（役員の解任）

第11条　役員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任するこ　とができる。

　（１）善良な管理者としての注意義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。

　（２）心身故障のため、職務の執行に支障があると認められるとき。

　（３）刑事事件で有罪（執行猶予付きを含む）となったとき。

（４）本連盟の信用を著しく損ねたとき。

第五章　会議

（理事会）

第12条　理事会は会長が招集し、理事の出席をもって開催する。

　　２　次号に掲げる事項は、理事会の決議により決定する。

　（１）連盟の業務執行の決定

　（２）理事の職務執行の監督

　（３）規約及び大会規約の改廃

　（４）会長の選任

　（５）理事の解任

　　３　理事会は、理事の２分の１以上の出席により成立し、議事は出席者の３分の　２以上の賛成をもって成立する。可否同数の場合は会長が決定する。

（議長及び議事録）

第13条　理事会の議長は、事務局長がこれにあたる。ただし、事務局長に事故あると　きは、事務局次長がこれにあたる。

　　２　理事会の議事については、事務局次長が議事録を作成する。

（補則）

第14条　本規約に定めのない事項については、正副会長にて検討し決定する。

附則

この規約は、平成２８年４月１日から施行する。

ただし、平成２８年度に限り、本規約第９条第２項の規定を適用しない。